

名誉会員推薦規程

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 5 条第 5 号に定める名誉会員の推薦について、必要な事項を定める。

(推薦基準)

第 2 条 名誉会員の推薦は、原則として、以下に定める推薦基準に基づいて行う。

2 名誉会員に推薦される者の資格は、原則として年令 70 歳以上で、次の各項の一に該当することを要する。

- (1) 会長・副会長の経歴を有する者。
- (2) 15 年以上にわたり役員等に就任し、本会の発展に特に功労があった者。
- (3) 優れた研究業績により、水産学の発展に特に功績があった者。

(推薦方法)

第 3 条 名誉会員の推薦は、正会員が理由書を付して理事会に提出するものとする。

2 理事会の決議により、前条により推薦された会員を名誉会員として社員総会に推薦する。

(改 廃)

第 4 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。